

つちはし事務所通信



〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611 発行: つちはし社会保険労務士事務所
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025年3月1日

3

March 2025



施行待ちの改正

令和7年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会（協会けんぽ）は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分^{（補足）}）から適用される保険料率の見直しを行います。令和7年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

……………令和7年3月分からの協会けんぽの保険料率……………

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕（引き下げ28、引き上げ18、前年と同じ1都道府県）

徳島県	10.47%（10.19%から引き上げ）	香川県	10.21%	高知県	10.13%
-----	----------------------	-----	--------	-----	--------

2 介護保険料率〔全国一律／40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律	1.59%（1.60%から引き下げ）
------	--------------------

★給与計算ソフトをお使いの場合には設定に注意しましょう。確認したいことなど、気軽にお声掛けください。
〈補足〉厚生年金保険の保険料率（18.3%）については、法律で固定されているため改定はありません。

施行待ちの改正

令和7年度の雇用保険の保険料率 前年度から1,000分の1(0.1%)引き下

……………令和7年度の雇用保険の保険料率……………

●令和7年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳〔 〕は令和6年度の率

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分	被保険者負担分	事業主負担分
いわゆる一般の事業	1,000分の14.5 (1,000分の15.5)	1,000分の5.5 (1,000分の6)	1,000分の5.5 (1,000分の6)	1,000分の3.5 (1,000分の3.5)	計 1,000分の9 (1,000分の9.5)
いわゆる農林水産業 (一部は一般と同じ) 清酒の製造の事業	1,000分の16.5 (1,000分の17.5)	1,000分の6.5 (1,000分の7)	1,000分の6.5 (1,000分の7)	1,000分の3.5 (1,000分の3.5)	計 1,000分の10 (1,000分の10.5)
いわゆる建設の事業	1,000分の17.5 (1,000分の18.5)	1,000分の6.5 (1,000分の7)	1,000分の6.5 (1,000分の7)	1,000分の4.5 (1,000分の4.5)	計 1,000分の11 (1,000分の11.5)



★本年4月からの給与計算での設定に注意しましょう。確認したいことなどありましたら、ご連絡ください。

要チェック

申請期限延長！「徳島県賃上げ支援事業」「徳島県賃上げ応援サポート」

「徳島県賃上げ支援事業」「徳島県賃上げ応援サポート」の申請期限が延長されました。

「徳島県賃上げ支援事業」

- 【一時金の支給額】 正規雇用労働者 5万円、非正規雇用労働者 3万円 1事業者当たり最大50万円
- 【主な要件】 令和6年9月以降、時給930円未満の従業員の賃金を980円以上に引き上げること
- 【申請受付期間】 **令和7年4月30日（水）必着**（令和7年2月28日より延長）
- 【申請及び問い合わせ先】 徳島県賃上げ支援事業運営事務局 088-603-8060

「徳島県賃上げ応援サポート」

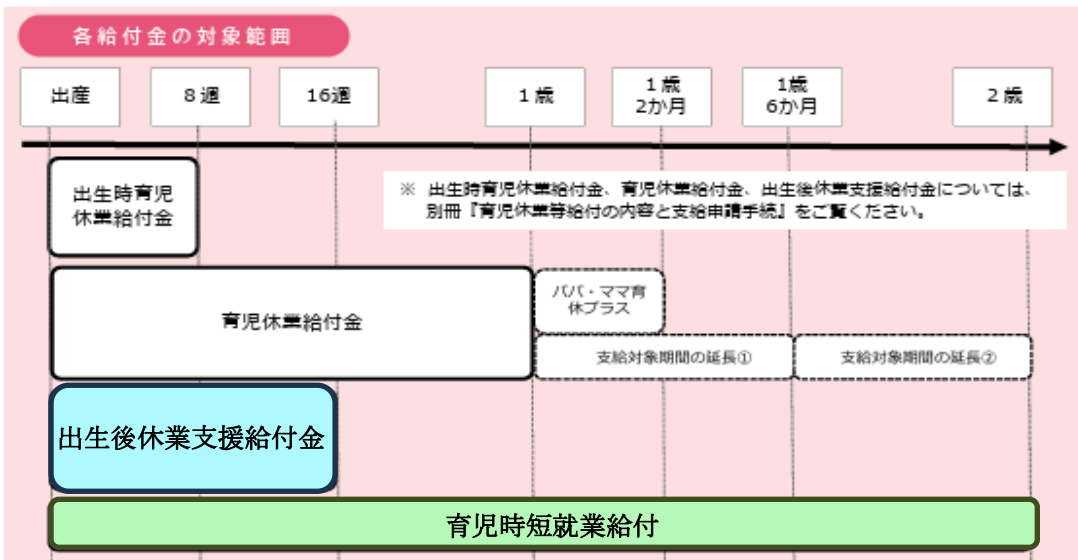
- 【助成内容】 ①国の業務改善助成金の上乗せ助成、②社会保険労務士への報酬費用補助
- 【申請受付期間】 **令和8年3月2日（月）必着**（令和7年3月10日より延長）
- 【申請及び問い合わせ先】 徳島県生活環境部労働雇用政策課 088-621-2346

4月より改正

4月よりスタート 育児休業に追加される給付金について

育児休業を取得すると、一定の要件を満たした従業員（雇用保険の被保険者）は出生時育児休業給付金または育児休業給付金を受け取ることができますが休業前と比べて手取り額は低下します。4月1日より子育て中の手取り額の低下を防ぐため新たな給付が始まります。全体を確認しておきましょう。

育児休業給付 4月より変更のポイント



育児時短就業給付

育児中の時短勤務による収入の減少を補填する給付ができました。
2歳未満の子を養育する従業員に対して、時短前の賃金を越えない範囲で、時短勤務中の賃金額の10%が給付されます。



出生後休業支援給付

両親の共働き、子育てを推進する給付ができました。
子どもの出生直後の一定期間に両親ともに14日以上育児休業を取得した場合最大28日間支給されます。支給額は育児休業を開始する前6ヶ月に支払われた賃金の13%相当額です。育児休業給付金の給付率67%とあわせると、給付率が80%となり、手取りの10割相当額が支給される仕組みとなっています。配偶者が専業主婦（夫）であったり、ひとり親として育児をしていたりすることもあります。配偶者が育児休業を取得していない場合も、出生後休業支援給付金が支給されることがあります。その際には、配偶者の状況に応じた申告書や添付書類の提出が求められます。

★先月ご案内した育児介護休業規定の改訂での対応が必要になります。詳しくお知りになりたい場合は、つちはし事務所へお問い合わせください。

あしがき◆つちはし事務所より

★上記でお知らせした「出生後休業支援給付」・「育児時短就業給付」の創設以外に、今年以下の通り様々な雇用保険法の改正が施行されます。影響が大きいものばかりなので内容を確認しておきましょう。

R7.4.1 施行	<ul style="list-style-type: none"> ○「出生後休業支援給付」・「育児時短就業給付」の創設 ○高年齢雇用継続給付の給付率引下げ（15%→10%） ○自己都合退職者が、教育訓練等を自ら受けた場合の給付制限解除 ○自己都合退職者の原則の給付制限期間を2ヶ月から1ヶ月へ短縮（例外あり） ○就業促進手当の見直し（就業手当の廃止及び就業促進定着手当の給付上限引下げ） ○教育訓練支援給付金の給付率引下げ（基本手当の80%→60%） ○雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例の令和8年度末までの継続
R7.10.1 施行	<ul style="list-style-type: none"> ○「教育訓練休暇給付金」の創設

★同じく2025年4月、労働安全衛生法の改正が施行されます。内容は主に次の3つになります。

①表示・通知対象物質の追加 ②保護対象範囲の拡大 ③請負人への周知義務

①は自社化学製品を提供・譲渡する際の危険性の伝達に関する改正、②③は建設等の現場従業員の安全確保に関する改正になります。関係する事業所は要チェックです。

